**労働関係法令の遵守状況の確認について**

**１　趣旨**

　函館市病院局が発注する人的要素の高い業務について，適正な履行や品質の確保を図る観点から，業務従事者の適正な労働環境を確保するため，業務従事者に係る労働関係法令の遵守状況を確認します。

**２　対象業務**

　対象業務は，指名競争入札で受託者を決定する業務（短期的な業務を除く。）または随意契約で受託者を決定し，長期継続契約を締結する予定価格が５０万円を超える業務（コンペまたはプロポーザルの方法で受託者を決定するものを除く。）のうち，次に掲げるものとします。

(1) 清掃業務

(2) 警備業務

(3) 電話交換業務

(4) 医事関係業務

(5) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める業務

**３　対象となる業務従事者**

　対象となる労働者は，労働基準法第９条に定める労働者（代替，臨時その他の事由により一時的に従事する者を除く。）とします。

**４　確認方法**

(1) 労働関係法令の遵守状況の確認は，受託者から次の事項を記載した「業務従事者支給賃金等報告書」（様式１）の提出を提出していただき，確認を行います。

　①支払賃金

　②労働時間

　③社会保険等の加入状況

　④定期健康診断の受診状況

(2) 「業務従事者支給賃金等報告書」の記載内容に疑義が認められた場

　合は，受託者が保管する雇用契約書または賃金台帳などにより遵守状

　況を確認いたします。

**５　確認時期**

　地域別最低賃金額の発効後に行う。また，長期継続契約の案件は年１回行います。